

会議の名称	令和3年第12回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和3年11月25日(木) 午後2時から 午後3時まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第65号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第66号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第67号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年) (4) 第68号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間) (5) 第69号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (6) 第70号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (7) 第71号議案 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの変更について (8) 報告第50号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について (9) 報告第51号 農地法第3条の3の規定による届出について (10) 報告第52号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (11) 報告第53号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (12) 報告第54号 農地法第18条第6項の規定による通知について (13) 報告第55号 農業用施設(2a未滿)の設置に伴う届出について

	5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	1 令和3年第12回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和3年第12回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項 4 リーフレット（信頼される農業委員会であるために）
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。
細野会長代理	こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和3年第12回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。 次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。
田端会長	皆さまこんにちは。最近、風も強くめっぽう寒くなりました。インフルエンザの予防接種をなるべく早く打って予防に努めていただければと思います。 仁手地区、旭地区の農業委員と農地利用最適化推進委員の皆さまに関しましては、今月5日の農地中間管理事業の配分会議では、夜分にも関わらずご出席いただき大変お疲れ様でした。ありがとうございました。他の地区も順々に取り組んでいくこととなると思いますが、その時はご協力をお願いいたします。 また、先々月より皆様をお願いしておりました農業者年金の加入促進についても、皆さんにまわっていただき、おかげさまで何人かの対象者がいます。その方たちには1月に個別相談会を予定しています。 それでは今月も議題が多くありますが、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。
事務局長	本日、農業委員の塩原茂夫委員、推進委員の鈴木幹雄委員、新井明夫委員より欠席の旨届出がありましたので、ご報告いたします。

	<p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。</p> <p>次に、本日の総会は、在任農業委員19名中18名出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名中22名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例により、私から指名させていただきます。本日は、3番金井委員、4番福島公博委員の両名をお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案7件及び報告6件であります。</p> <p>まず、第65号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第65号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第65号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、3件となります。その内訳は、全て売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号3を、順番に事務局から説明、地区担当委員から報告を頂きました後に、ご質疑頂き、その後、一括で審議とさせていただきます。</p>

	<p>すので、よろしくお願ひいたします。まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、小賀野委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、小賀野委員の報告をお願いいたします。</p>
小賀野委員	<p>19番小賀野より、整理番号1について報告させていただきます。11月22日午前11時頃、山本推進委員と現地調査及び受人への聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書3ページ、3-1の地図をご覧ください。申請地は下浅見の成就院から北に約200mの場所に位置しております。</p> <p>受人の年齢は65歳です。農機具はトラクター1台、耕運機2台、トラック1台等を所有しており、コンバイン、田植え機、乾燥機各1台はリースにより使用しています。申請地には野菜を作付けしたいとのこと。経営力についての生産性は適当であると思われ。申請地には野菜の作付けをしたいとのこと。</p> <p>申請地及び所有農地の耕作状況を確認しましたが、問題なく利用されてきました。下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われ。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、新井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、福田武久委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、福田武久委員の報告をお願いいたします。</p>
福田武久委員	<p>7番福田より、整理番号2について報告させていただきます。11月20日午後2時頃、戸塚推進委員と現地確認及び受人から聴き取りを行いました。申請</p>

	<p>地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地図をご覧ください。清洲寺より北に250mほどの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は売買でございます。受人の年齢は72歳、本人の農業従事日数は240日です。農機具はトラクター2台、耕うん機1台、軽トラック2台を所有しており、経営力についての生産性は妥当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人所有農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鈴木良美委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、鈴木良美委員の報告をお願いいたします。
鈴木良美委員	<p>15番鈴木より、整理番号3について報告させていただきます。11月24日午前10時頃、鈴木誠推進委員と現地確認及び受人から聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-3の地図をご覧ください。法性寺より南に100mほどの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は売買でございます。受人の年齢は39歳、本人の農業従事日数は150日です。農機具はトラクター2台、フォークリフト2台、ショベルカー1台、ダンプカー2台を近隣に住む家族から貸借しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人所有農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	ただいまの、整理番号1から整理番号3までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。

	<p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号3までの許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第66号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第66号議案を説明いたしますので、議案書6ページをご覧ください。</p> <p>第66号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙、農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、7ページから11ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、11件です。田7筆及び畑34筆の面積合計44,682.85㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>第66号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p>

	<p>第66号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第66号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第67号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第67号議案を説明いたしますので、12ページをご覧ください。</p> <p>第67号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画案につきましては、13ページをご覧ください。今回は、耕作者が変更となる土地のみで、田1筆、面積1,397㎡でございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第67号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第67号議案については、原案のとおり計画するとに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第67号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第68号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)につ</p>

	いて（期間）」を上程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	<p>第68号議案を説明いたしますので、14ページをご覧ください。</p> <p>第68号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間）を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画（案）に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画については、15ページをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が田1筆、面積、1,397㎡でございます。設定する権利は、麦作期間の使用貸借となっております、設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>第68号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第68号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ございませんので、第68号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第69号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第69号議案を説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。</p> <p>第69号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事へ送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げる</p>

	<p>ものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、17ページをご覧ください。申請件数は1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、長屋住宅建設工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。4-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
田端会長	<p>整理番号1について私から報告させていただきます。</p> <p>11月21日午後4時頃、倉野内推進委員と現地確認を行いました。議案書18ページの地図をご覧ください。申請地は、児玉白楊高校より南へ約200mの場所に位置しています。申請者本人が年を取り、段々と農業ができなくなってしまい、今回の長屋住宅の申請に至ったものです。</p> <p>申請地の東側には道路を挟んで太陽光発電施設があり、周辺は住宅地に囲まれていますので、周辺農地へ影響を及ぼし、支障をきたす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第70号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第70号議案を説明いたしますので、議案書19ページをご覧ください。</p> <p>第70号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。</p>

	<p>本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事へ送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、20ページ及び21ページをご覧ください。申請件数は、8件で、その内訳は、使用貸借権2件及び所有権移転6件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号8までを、順番に事務局から説明、地区担当委員からの報告を頂きました後に、ご質疑頂き、その後、一括審議とさせていただきますと存じますので、よろしくお願いいたします。まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、岡芹委員の報告をお願いいたします。</p>
岡芹委員	<p>整理番号1について、9番岡芹より報告します。11月22日午前9時30分頃から、荒井推進委員と現地確認及び代理申請人から聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書22ページ、5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、東今井の長興寺境内の北側です。周辺の状況は長興寺の外壁と民家に囲まれています。</p> <p>恐れ入ります、議案書の20ページにお戻りください。受人と渡人の関係は祖母が所有している土地を、使用貸借により孫が借り受けるものです。</p> <p>申請目的は、現在アパート住まいであり自己用住宅を建築するという事で、転用目的及び必要性は妥当と思えます。また、周辺農地への影響や農道などに支障をきたす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないかと思われま</p>

	以上、報告を終わります。
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、住宅敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地は、23ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、岡芹委員の報告をお願いいたします。
岡芹委員	<p>整理番号2について、9番岡芹より報告します。11月22日午前9時30分頃から、荒井推進委員と現地確認及び受人本人から聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書23ページ、5-2の地図をご覧ください。</p> <p>先ほど整理番号1で報告いたしました場所と同一の場所で土地所有者は同じです。申請の土地については、東今井の長興寺境内の北側です。周辺の状況は長興寺の外壁と民家に囲まれています。</p> <p>恐れ入ります。議案書の20ページにお戻りください。受人と渡人の関係は親子で、母が所有している土地を使用貸借するものです。</p> <p>申請目的は、住宅敷地を拡張し、駐車スペースを確保するために申請したものです。また、整理番号1で報告のとおり、周辺農地への影響や農道などに支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、報告をいたします。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和3年9月8日付けで、農振農用地区域から除外されています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地は、24ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることか</p>

	<p>ら第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、立石委員の報告をお願いいたします。</p>
立石委員	<p>8番立石より報告します。11月23日、内田推進委員と現地確認を行いました。議案書24ページ5-3の地図をご覧ください。</p> <p>申請地はシルクドームの駐車場より西へ約200mの場所に位置しています。栗崎地内の東側で申請地の南側と東側が道路に面しています。受人と渡人の関係は祖父と孫の関係です。孫が住宅を建築したいとのことで今回の申請に至りました。</p> <p>周辺の農地への支障はないと考えられますので、皆さま方のご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、住宅敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地は、25ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、岡芹委員の報告をお願いいたします。</p>
岡芹委員	<p>整理番号4について、9番岡芹より報告します。11月22日午前9時50分頃から、荒井推進委員と現地確認及び受人本人から聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書25ページ、5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、東今井の長興寺境内の北側約200mの場所に位置し、民家が点在する場所です。</p> <p>恐れ入ります。議案書の20ページにお戻りください。受人と渡人の関係は、渡人は現在居住している場所を譲渡していただいた元の所有者にあたります。</p>

	<p>申請目的は、住宅敷地が狭く拡張のためで、所有者に相談したところ譲渡していただけることになり申請したものです。</p> <p>周辺農地への影響や農道などに支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、報告をいたします。</p>
議長	次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂爪委員でございます。</p> <p>申請地は、26ページをご覧ください。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号5について、坂爪委員の報告をお願いいたします。
坂爪委員	<p>18番坂爪が報告させていただきます。11月21日午後1時30分頃、新井推進委員と現地確認と受人から電話で聴き取りを行いました。申請地の概要については議案書26ページ、5-5の地図をご覧ください。申請地は児玉ゴルフ場から北に約200mの場所に位置しています。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転です。受人は夫婦であり、夫の勤務先が長瀬町、妻の実家が上里町であることから、中間であるこの場所に決めたとのことです。</p> <p>転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。また、農地を分断し、農地の集団性に支障が生じないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号6を説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南1丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己

	<p>用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。</p> <p>申請地は、27ページをご覧ください。5-6については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号6について、田島敏包委員の報告をお願いいたします。
田島敏包委員	<p>12番田島より報告します。11月23日午前8時頃より、宮部推進委員と共に現地調査を行いました。地図を参照ください。申請地は、児玉南土地区画整理地内、第一金屋交差点から北東に直線で約100mに位置しています。</p> <p>申請人は、本庄市児玉町に家族でアパート住まいをされており、家族の将来を考えておりましたところ、申請地を譲っていただけることになりました。現住所から約800mの距離にあるため住環境を変えずに生活ができ、建設資金も銀行からの融資が決まり建設を決意したとのことです。</p> <p>用途地域は第1種低層住居専用地域で、周辺は住宅及び道路に面しておりますが、周辺農地に支障をきたす恐れなしと考察いたします。以上のことから、転用許可は妥当と思われれます。委員各位のご理解を願います。以上。</p>
議長	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地は、28ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号7について、岡芹委員の報告をお願いいたします。
岡芹委員	整理番号7について、9番岡芹より報告します。11月22日午前10時10分頃から、門倉推進委員と現地確認及び代理申請人から電話で聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書28ページ、5-7の地図をご覧

	<p>ください。</p> <p>申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から西へ300メートルほどの場所にあたります。延命寺の北側で集落の中に位置しています。</p> <p>恐れ入ります。議案書の20ページにお戻りください。受人である妻の叔母が所有している土地で、申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転です。</p> <p>申請目的は、現在アパート住まいをしていますが、家財道具が増えて手狭になり、自己用住宅を建設するために申請したもので、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。</p> <p>また、周辺農地への影響や農道などに支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、報告をいたします。</p>
議長	次に、整理番号8について、事務局より説明を求めまます。
事務局長	<p>整理番号8を説明いたしますので、議案書21ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、長屋住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地は、29ページをご覧ください。5-8については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから許可相当であるものと考えまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号8について、立石委員の報告をお願いいたします。
立石委員	<p>8番立石より報告まます。11月23日、内田推進委員と現地確認を行いました。29ページ5-8の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は県道本庄寄居線より東へ100mほど入った栗崎集落地内に位置しています。地図のグレー部分にアパートを建て、斜線の部分は駐車場として利用したいとのことで、グレーの部分は宅地で今回の申請地と一体利用をすることです。</p> <p>受人と渡人の関係は姪と叔父です。受人である叔父がアパートを建てる予定です。受人も渡人も元々この地内の出身で、受人は、この先、当地内に住む予定だそうです。</p> <p>当該地は、宅地との間に水路がありましたが、西側に改修され移設されてお</p>

	<p>ます。周辺農地への影響はなく、特に問題はないかと考えられます。</p> <p>皆さまの慎重審議、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいま、整理番号1から整理番号8についての説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号8について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第71号議案「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第71号議案を説明いたしますので、議案書30ページをご覧ください。</p> <p>第71号議案、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地法第30条第1項に規定する利用状況調査による遊休農地の判定に基づき、農地パトロールによる利用状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれるものについて、農地に該当するか否かの判断の議決を求めます。本日提出、会長。</p> <p>対象地については、議案書31ページ及び32ページをご覧ください。今回の対象件数は、22件でございます。土地の所有者及び対象地は記載のとおりです。対象地は田5筆及び畑17筆で、その内訳は、東五十子地内の田4筆、児玉町高柳地内の畑2筆、児玉町飯倉地内の畑2筆、児玉町秋山地内の田1筆及び畑6筆、児玉町河内地内の畑2筆、児玉町稻沢地内の畑3筆、児玉町元田地内の畑2筆の、面積合計14,783㎡でございます。</p> <p>なお、対象地位置図は、33ページから41ページまでとなります。</p> <p>農地に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。農地とは、農地法第2条第1項により、耕作の目的に供される土地をいいますが、農地に該当するか否かの判断については、国（農林水産省）が、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、「農地法の運用について」を制定しております。その中の第4遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについての中で、農地法に基づく利用状況調査等を踏まえ、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定した場合や、農地の所有者から農地に該当しないことの証明を依頼された場合は、農業委員会において農地に該当するか否かの判断を行う場合の条件等が示されております。</p> <p>また、農地パトロールによる利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈する</p>

	<p>など農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、調査後直ちに、農地に該当するか否かの判断の条件に基づき、「農地」に該当しない旨の判断を行うこととされております。</p> <p>その判断の条件としましては、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは農地に該当しないものとしています。</p> <p>ひとつは、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、もうひとつが、それ以外の場合であって、その土地の周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合となっております。</p> <p>本年7月に、委員の皆さまには、それぞれの担当地区におきまして、農地パトロールによる利用状況調査を実施していただきました。その調査を基に、事務局及び農政課職員で再確認を行いました。その結果、今回の案件であります22筆は、いずれの土地も、森林の様相を呈しており、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定された農地のうち、所有者等の確認が取れている農地を対象としています。</p> <p>なお、対象地の所有者及び相続人の方には、10月に、農業委員会において対象地を農地に該当するか否かの判断を行うことになる旨の「非農地判断に係る事前通知」を送付しております。</p> <p>また、本総会において、「農地に該当しない旨」と議決された場合は、土地所有者へ「非農地通知書」を送付いたします。併せて、事務局では、農地台帳から削除して台帳を整理することになります。</p> <p>以上で本議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第71号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第71号議案については、対象地を農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ございませんので、第71号議案については、当該対象地を農地に該当しないことに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p>

	<p>続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第50号から報告第55号までを、順番に事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>まずは、報告第50号を説明いたしますので、議案書42ページをご覧ください。</p> <p>報告第50号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、農地法第3条第1項第13号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、43ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が間に入り、農地売買等事業の実施により農地の権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより農業委員会の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第51号を説明いたしますので、議案書44ページをご覧ください。</p> <p>報告第51号、農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、45ページ及び46ページをご覧ください。専決処分件数は、6件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第52号を説明いたしますので、議案書47ページをご覧ください。</p> <p>報告第52号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、48ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第53号を説明いたしますので、議案書49ページをご覧ください。</p> <p>報告第53号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決</p>

	<p>裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、50ページ及び51ページをご覧ください。専決処分件数は、8件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第54号を説明いたしますので、議案書52ページをご覧ください。</p> <p>報告第54号、農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>通知内容については、53ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、2件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第55号を説明いたしますので、54ページをご覧ください。</p> <p>報告第55号、農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、55ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思えます。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>（事務局長説明）</p> <p>以上をもちまして、令和3年第12回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れ様でございました。</p> <p>（閉会）</p>

令和3年第12回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和3年11月25日(木)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席	○		高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席	○	旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	欠席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	欠席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	欠席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平
支所環境産業課産業係主事	相川 蘭

書記

局長補佐兼農地係長 高群 邦人